



報道発表資料の配信日時 7月2日(金) 17時00分

発表項目 (行事名)	「宿泊事業者感染防止対策等支援事業」の詳細について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○道では、道内の宿泊事業者が行う取組を支援する「宿泊事業者感染防止対策等支援事業」を実施することとし、詳細をホームページで公表しますのでお知らせします。</p> <p>1. 対象者 旅館業法の許可を受けた宿泊事業者（旅館、ホテル、簡易宿所）</p> <p>2. 対象経費 (1) 感染防止対策の強化の取組に係る費用 (2) ポストコロナを見据えた前向きな取組に係る費用</p> <p>3. 募集開始 7月26日(月)</p> <p>4. ホームページURL (公表日：7月2日(金)) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kkd/zukuri/R3syukuhakushien/01.htm</p>		
参考			

報道(取材)に当たってのお願い	多くの宿泊事業者に本件事業を知っていただきたく、積極的な報道をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配信	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	経済部観光局観光振興課 担当課長(観光地づくり) 後藤 TEL ダイヤルイン 011-204-5303 内線 26-582		
-------------	---	--	--



[? ホームページの使い方](#)
[🗺️ サイトマップ](#)
[Foreign Language](#)

サイト内検索:

検索

文字を大きくするには

音声で読み上げる

ホーム

観光

くらし・医療・福祉

環境・まちづくり

教育・文化

産業・経済

行政・政策・税

ホーム > 経済部 > 観光局観光振興課 > 宿泊事業者感染防止対策等支援事業の実施について

いいね! 0

ツイート

最終更新日:2021年7月01日(木)

宿泊事業者感染防止対策等支援事業の実施について

本事業は、道内の宿泊事業者が行う感染症拡大防止策の強化に取り組む際に必要な、必需品、機器、備品の導入及びワークスペース整備によるテレワーク環境整備やマイクロツーリズムを始めとするポストコロナを見据えたニューノーマルな旅行に関する受入環境整備などの前向きな投資に対する支援を行うものです。

対象事業者

旅館業法の営業許可を受けた宿泊施設を道内に有する宿泊事業者(ホテル、旅館、簡易宿所)

対象経費

1. 北海道内に所在する宿泊事業者が当該宿泊施設において、設置または導入する機械、備品や消耗品等であり、具体例としては「対象経費一覧」のとおりです。
2. 過去に国、都道府県、市町村等が実施した補助や支援事業で交付決定を受けた費用については、対象経費とすることはできません。

制度概要

区分	基本額	上乗せ
特例分 R2.5.14～R3.7.1 に支払いを行った費用	上限500万円 1/2以内	
通常分 R3.7.2～R3.12.31 に支払いを行った費用		上限250万円 1/4以内

※ひとつの施設につき、特例・通常分合わせて1申請です。

※通常分は、250万円を上限として、基本額の1/2を上乗せして補助します。(最大750万円、実質補助率3/4 以内)

申請方法及びスケジュール

○申請方法・提出先

今後、7月下旬をメドに事務局が設置する「宿泊事業者感染防止対策等支援事業インターネット申請システム」(仮称)により手続きを行います。なお、インターネットを利用した申請ができない場合は、申請書類を事務局に提出いただきます。

●お問い合わせ先

事務局が開設されるまでの間は、下記「このページに関するお問い合わせ」に記載の連絡先までお問い合わせ下さい。

○今後のスケジュール(予定)

7月26日(月) 募集開始

8月20日(金) 募集締切(先着順ではありません)

9月17日(金) 採択決定

関係書類

[・ポンチ絵\(PDF\)](#)

[・対象経費一覧\(PDF\)](#)

[・証拠書類一覧\(PDF\)](#)

[・Q&A\(PDF\)](#)

このページに関するお問い合わせ

〒060-8588 北海道札幌市中央区北3条西6丁目
北海道 経済部 観光局 観光振興課 観光地づくり係
受付時間 平日(祝日除く)8:45~17:30
電話番号:011-204-5303
FAX番号:011-232-4120
メールアドレス:kanko.shien@pref.hokkaido.lg.jp

いいね! 0

[ツイート](#)

お問合せページ等、個人情報を入力するページは暗号化通信(SSL)により、保護しています。

[☑ お問合せ](#)

[庁舎のご案内](#)

[サイトの方針](#)

[リンクについて](#)

[個人情報の取扱いについて](#)

[著作権について](#)

宿泊事業者感染防止対策等支援事業費

令和3年7月2日 経済部観光局

【支援金額：約70億円】

(観光庁補助事業を活用)

①感染防止対策の強化の取り組みを支援します！ ②ポストコロナを見据えた前向きな取り組みを支援します！

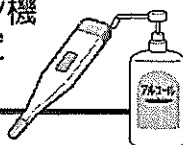
対象事業者

旅館業法の許可を受けた宿泊事業者（旅館、ホテル、簡易宿所）

対象経費

感染防止対策

- ・消毒液、アルコール液
- ・マスク、フェイスシールド
- ・非接触型体温計、体温計
- ・サーモカメラ
- ・間仕切り
- ・アクリル板・透明ビニールシート
- ・自動チェックイン機
- ・空気清浄機 など



ポストコロナを見据えた取組

- ・ワーケーションの受入体制整備費
- ・マイクロツーリズムの受入体制整備費
- ・バリアフリー
- ・インバウンド対応
- ・防災・減災



以下のようなものは対象外です。

- ・事業者の運営経費、人件費、公課公租費、中古品購入
- ・申請時に他の公的機関の補助・支援金の交付決定を受けた費用 など

制度概要

※ひとつの施設につき
特例・通常分合わせて1申請です。

区分	基本額	上乗せ
特例分 R2.5.14～R3.7.1 に支払いを行った費用	上限500万円 1/2以内	上限250万円 1/4以内
通常分 R3.7.2～R3.12.31 に支払いを行った費用		

※通常分は、250万円を上限として、基本額の1/2を上乗せして補助（最大750万円、実質補助率3/4以内）

（申請例）特例分と通常分あわせて申請した場合…

通常分：ワーケーション整備経費800万円（採択後に整備を実施）

⇒対象経費800万円×補助率3/4 = 600万円

特例分：消耗品50万円、機器150万円（昨年度に支出済）

⇒対象経費200万円×補助率1/2 = 100万円 合計支援金額700万円

スケジュール（予定）

募集開始	R3.7.26
募集締切	R3.8.20 (先着ではありません。)
採択決定	R3.9.17
事業実施・報告	遅くともR3.12.31までに完了し、随時実績報告書を事務局あてに提出します。
支援金交付	実績報告書を審査し、その後、支給します。

（問合せ）北海道 経済部 観光局 観光地づくり係 TEL：011-204-5303 E-mail：kanko.shien@pref.hokkaido.lg.jp
受付時間 平日（祝日除く）8：45～17：30